

墜落・転落災害を減らすため、 はしごや脚立を安全に使いましょう！

建設業で最も多い労働災害は「墜落、転落」です。死亡災害では足場からの墜落などが代表的ですが、**休業4日以上**の死傷災害で見ると「はしご」や「脚立」等によるものが**最多**です。

はしごや脚立は身近で便利な道具ですが、過去の災害事例によると、**骨折など重篤な災害が多数発生し、1月超の休業や障害が残ったり、負傷箇所によっては死亡する場合も少なくありません。**

このリーフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

統計資料 「はしご等()」に関する災害(発生状況)

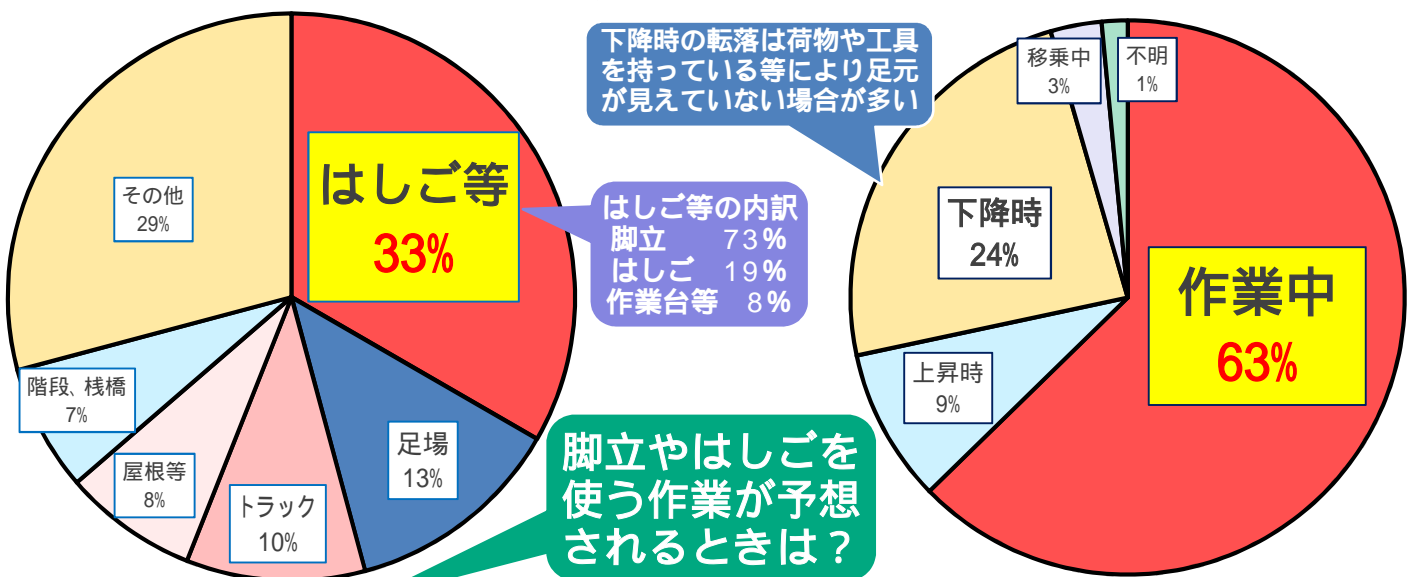
「はしご等」とは、はしご、脚立、作業台など
(出展：平成31年～令和5年労働者死傷病報告)

「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い

【建設業の墜落・転落による休業4日以上労働災害の起因物】

「はしご等」からの墜落・転落は「作業中」が最も多く、次いで「下降時」が多い

【建設業のはしご等からの墜落・転落災害時の作業態様】



まずは**リスクアセスメント**！(作業の高さ、範囲、使用工具、作業スペース等事前調査し、危険性を特定)

検討項目

はしごや脚立の**使用自体を避けられないか？**

墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー(移動式足場)**、

可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか？

【手すり付き脚立(例)】

【可搬式作業台(例)】

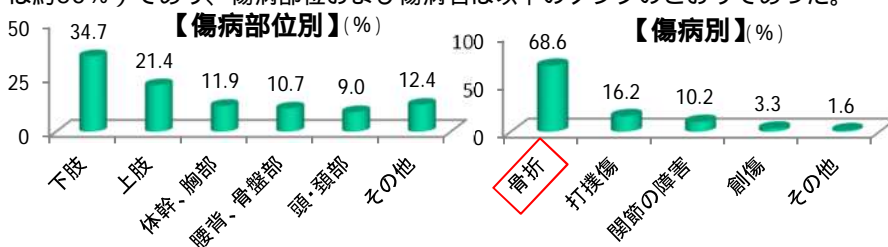
検討の結果、はしごや脚立を使う場合はさらなる**リスク低減**を！

裏面チェックポイント等を利用してリスクを低減してください

参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件(全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢が全体の半数以上を占める。
【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害になりやすい。

神奈川県労働局管内では
現在も同様の傾向です

作業中のはしごや脚立から転落災害を減らすために！

☑ 作業高さに合うサイズのはしご、脚立を選択！

脚立の10のチェックポイント

選び方

脚立の選択の例
軽金属製品協会
(無断転用禁止)

※作業高さのサイズは、身長160cmの方を基準にしています

- 作業高さ：脚立状態で作業ができる高さ
- 接点までの高さ：はしご状態で地面から接点までの高さ

作業高さ	脚立のタイプ	接点までの高さ
4.6mまで	360cm脚立	
4.3mまで	330cm脚立	
4.0mまで	300cm脚立	
3.7mまで	270cm脚立	
3.4mまで	240cm脚立	3.7mまで
3.4mまで	210cm脚立	3.1mまで
3.1mまで	180cm脚立	2.5mまで
2.8mまで	150cm脚立	1.9mまで
2.5mまで	120cm脚立	1.3mまで
2.2mまで	90cm脚立	

脚立は思ったよりも少し高めの方が安全に作業ができることが多い

はしごの10のチェックポイント

- はしご上での実作業を避けた作業手順となっているか
- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか (固定できない場合、別の者が下で支えているか)
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)があるか
- 高さが2m以上となる場合は、安全ブロック等や墜落制止用器具(ハーネス等)を使用しているか
- ヘルメット(脱げ防止機構が有効なもの)を着用し、あごひもを締めているか
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いているか
- (はしごをボルトで取り付けている場合)ボルトが緩んだり腐食したりしていないか
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはないか

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認

こうすれば安全

ヘルメットは脱げ防止機構があるものをきちんと着用



しっかり固定!
(特に単はしご)

2連や3連の伸縮はしごの場合は、表裏に間違いがないが、固定によりロック金具が緩んでいないか常に確認!

高さが2m以上となる場合は、安全ブロック等や墜落制止用器具を使用しましょう!

はしご以外の支持物に取付けて使用

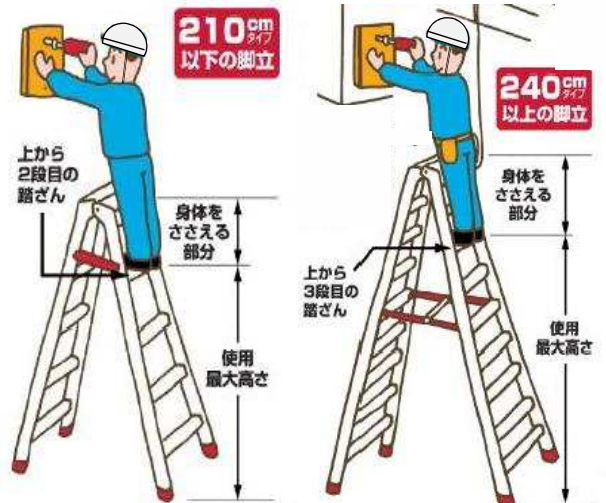
指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

既設はしごを使うときもチェックしましょう!

出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

- 脚立は安定した場所(水平な場所)に設置しているか
- 開き止めに確実にロックをかけたか
- ねじ、ピンの緩み、脱落や踏みさんに明らかな傷みはないか
- 天板上に立つ、天板をまたぐ必要のない作業手順か
- 荷物を手に持って昇降する必要のない作業手順か
- 作業の際は、2段目(3段目以下がより良い)以下の踏みさんを使用しているか
- 作業の際は、身体を天板や踏みさんに当て、姿勢を安定させているか
- 頭の真上での作業にならないか
- ヘルメット(脱げ防止機構が有効なもの)を着用し、あごひもを締めているか
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いているか



高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく墜落制止用器具(ハーネス等)も着用しましょう!

軽金属製品協会
(無断転用禁止)

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

建設業におけるはしごからの墜落・転落死亡災害の状況(概要)

- ・約2割が2m未満の高さから墜落
- ・約7割は、はしごを固定せずに使用
- ・55件のうち墜落制止用器具を使用していたのは1件のみ
- ・約6割が保護帽着用。このうち約3割で保護帽が脱落

資料出所：建設業における死亡災害(2011-2019)のうち、はしごを起因物とする墜落・転落災害55件を集計し分析
(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所)

ヘルメットは脱げ防止機構があるものを!

ヘルメットの耳ひもとあごひもが固定されていない場合、転倒などで頭が振られると、あごひもが耳ひも上をすべり、ヘルメットが脱落して頭部を保護できなくなることがあります。

